



報道資料



平成 28 年 5 月 13 日

株式会社 中電工

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 100 回定期株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化、拡大に備え、現行定款第 2 条につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むこととしており、取締役会のあり方を、より経営の監視・監督に重点を置く体制としてまいります。

その一環として、権限委譲により業務執行機能を強化し、業務執行責任の明確化を図るため、取締役副社長、専務取締役および常務取締役の役付取締役を廃止し、委任型の役付執行役員制度を導入いたします。

これらに伴い、現行定款第 25 条および第 26 条につきまして、役付取締役に関する文言を一部削除するなど所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(注) 下線部分は変更箇所を示しております。

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ↓ (条文省略) 15. (新 設) 16. ↓ (条文省略) 19. (新 設) 20. (条文省略)	(目的) 第 2 条 (現行どおり) 1. ↓ (現行どおり) 15. 16. <u>発電および電気の供給に関する事業</u> 17. ↓ (現行どおり) 20. 21. <u>農業に関する事業</u> 22. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第 25 条 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名をおき取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、社長を補佐し会社の業務を執行する。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第 25 条 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名をおく。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (削除)</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第 26 条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役社長および取締役副社長は各自当会社を代表する。</p> <p>3. 前項のほか、必要に応じて取締役会の決議によって、専務取締役の中から当会社を代表する取締役を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役社長は当会社を代表する。</p> <p>3. 前項のほか、必要に応じて取締役会の決議によって、取締役の中から当会社を代表する取締役を定めることができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 28 日 (予定)
 定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 28 日 (予定)

以 上